【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	４．暮らしの質の向上のための取組
中項目	（３）豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組
小項目	・　働き方改革の契機となる夏の生活スタイル変革、家族との共食（食育）の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。
該当施策名 （事業名）	テレワークの普及促進等
該当施策の背景・目的	○テレワークは、ワーク・ライフ・バランス・企業の生産性向上・事業継続等幅広く貢献ができるものと期待されている。平成 17 年 11 月に、テレワーク推進関係４省（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）が中心となり、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」（事務局は日本テレワーク協会）を設立。関係省庁等が連携し、情報共有やシンポジウム等の普及活動等を通じて、テレワークの普及を促進。 ○この裏付けとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）でも、「若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスと地域の活性化を実現する」と、テレワークの促進を明記。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：　　千円 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針：　新規　　拡充　　継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に：普及促進等）
該当施策概要	○　経済産業省を含む関係省庁等が構成員となった「テレワーク推進フォーラム（会長：大西隆　日本学術会議会長）において、テレワークの普及促進を強化するため、平成 27 年度から新たに毎年 11 月にテレワーク月間を新たに設定し、世の中への情報発信を強化。関係省庁と連携し、企業経営者等に対して、推進のための意識啓発等を推進していく。
問い合わせ先 部局課	経済産業省 商務情報政策局　サービス政策課

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	４．暮らしの質の向上のための取組
中項目	（３）豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組
小項目	時間に追われる暮らしを改善し、豊かでゆとりある生活を実現すべく、以下の方向で取組を進める。 ・働き方改革の契機となる夏の生活スタイル変革、家族との共食（食育）の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。
該当施策名 （事業名）	適正な労働条件下におけるテレワーク（雇用型）の推進
該当施策の背景・目的	テレワークは、子育てや介護などの生活と仕事の両立を可能とする働き方である。そのため、適正な労働条件下における良質なテレワークを普及促進することにより、女性を含めたすべての労働者が、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするとともに、希望する就業形態を確保し、更なる労働参加を図る。
該当施策の政策手段の分類	Ⓐ法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ⓒ予算 27 年度予算：1,134,214 千円（雇用型テレワーク分） ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に： ）
該当施策概要	○セミナーの開催 テレワークの導入や実施時における労務管理上の留意点やＶＤＴ作業における留意点等について周知するためのセミナーを、総務省の情報通信技術等に関するセミナーと連携して開催。 ○表彰制度・シンポジウム テレワークの活用によって労働者のワーク･ライフ･バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や団体、個人を表彰し、その取組をシンポジウムを通じて広く周知。 ○相談センター運営・訪問コンサルタントの実施 テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題について、個別企業からの相談に対応するための相談センターを設置。 ○訪問コンサルタント テレワークの導入を検討している企業に対して、総務省が実施する情報通信技術面に関する専門家派遣と連携し、労務管理等に関する訪問コンサルティングを実施。 ○職場意識改善助成金（テレワークコース等） テレワークを実施する中小企業に対し、導入経費の一部を助成。平成 27 年度より、サテライトオフィスを活用したテレワークについても助成対象に追加。 ○業界団体と連携した支援 業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の企業に対する導入支援を実施。 ○テレワークモデル実証事業

	企業規模や職種、テレワーク実施形態別に類型化した上、それぞれ推奨する労務管理や情報通信環境についてモデルを構築し、実証。平成 27 年度は、前年度の実証結果を踏まえたテレワークモデルの更新を予定。 ○労務管理 Q&A 集の作成 テレワーク導入のための労務管理 Q&A 集を作成。 ○労働時間等設定改善指針等の改正 適切な労働環境の下でのテレワークを普及するため、労働時間等設定改善指針等を改正し、柔軟な労働時間の設定や容易な労働時間管理の手法を盛り込む。 来年度においては、重点の趣旨を踏まえて拡充に向けて検討している。
問い合わせ先 部局課 担当者名 連絡先	厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

平成27年度　テレワーク（雇用型）普及促進のための施策概要

○「日本再興戦略」改訂2014において、「テレワークの推進に向け、新たなモデルの構築、導入ノウハウの提供等に取り組む」とされ、世界最先端IT国家創造宣言においても、引き続き、「2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10％以上」にすることが宣言されている。
○このため、テレワークの普及促進に向けた気運の醸成、個別企業へのきめ細かな支援に係る施策等を強化するとともに、テレワークモデル実証事業の平成26年度成果を踏まえた検証の実施や業界団体と連携した傘下企業への支援を実施することによりテレワークの普及促進を図る必要がある。

平成27年度予算　（平成26年度予算）
1,134,214千円（879,433千円）

1．普及促進に向けた気運の醸成・ノウハウの周知　27年度予算額　28,150千円（13,947千円）

セミナー（拡充）
○労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催（総務省の情報通信技術等に関するセミナーと連携）。

子育て・介護との両立事例集の作成（継続）
○テレワークにより仕事と子育て・介護との両立を支援する企業の事例集を作成。

労務管理Q&A集の作成（新規）
○テレワーク導入のための労務管理Q&A集を作成して、周知

労働時間等設定改善指針等の改正（改正）
○テレワークの導入を促進するため、労働時間等設定改善指針、在宅勤務ガイドラインに柔軟な所定労働時間の設定が可能となる手法等を盛り込む。

表彰制度の新設（新規）
○先進企業に対し表彰を行い、その取組みをシンポジウム等を通じて広く周知。

シンポジウムの開催（新規）
○テレワーク普及に向けた社会的気運の醸成を図るためのシンポジウムを開催。

2．個別企業へのきめ細かな支援　27年度予算額　1,076,695千円（575,524千円）

相談センター運営・訪問コンサルタント（継続）
○テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置。
○相談センターにおいて、テレワークの導入を検討する企業に対し、総務省が実施する情報通信技術のためのコンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。

職場意識改善助成金（テレワークコース等）
○サテライトオフィスを活用したテレワークを助成対象とする等の拡充を図る。

業界団体と連携した支援（新規）
○業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の企業に対し支援を実施。

3．テレワークモデル実証事業　27年度予算額　29,369千円（20,052千円）

○平成26年度に構築予定の、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る「実証モデル」について、「課題の検証→モデル更新→再実証」を行う。
（平成26年度～平成28年度の3年間で実施／「実証」は総務省が実施）

→

モデルを検証するための有識者による検討会の開催

成果を踏まえた導入マニュアルの作成・周知（新規）

【別添２ 記入様式】

「女性活躍加速のための重点方針 2015」該当箇所	
大項目	４．暮らしの質の向上のための取組
中項目	（３）豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組み
小項目	時間に追われる暮らしを改善し、豊かでゆとりある生活を実現すべく、以下の方向で取組を進める。 ・ 働き方改革の契機となる夏の生活スタイル変革、家族との共食（食育）の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。
該当施策名 （事業名）	食育基本法及び第２次食育推進基本計画
該当施策の背景・目的	我が国の伝統的な食生活は気候風土に合った米や野菜を中心とし、豊かな食文化を作り上げたが、塩分の大量摂取や脂質の摂取不足などの課題も抱えていた。戦後、伝統的な食生活の長所を保ちつつ畜産物や乳製品などをバランスよく取り込み、米と多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を実現し、海外からも大きく評価された。ところが、社会経済構造の変化、国民の価値観の多様化等を背景に、かつての米を中心として多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活スタイルから個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展した。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。食の多様化は社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであるだけに短期間に問題をすべて解決することは困難であるが、食育として粘り強く取り組むことが重要である。 特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食べることも少なくない。生活時間の多様化とも相まって家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である。高齢者については経済的、物理的要因等により一部の高齢者の食生活の質が低下しているとの指摘があるが、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。
該当施策の政策手段の分類	Ａ 法令・制度改正 Ｂ 税制改正要望 Ｃ 予算 27 年度予算：18,755 千円の内数 ※内数である場合はその旨記載。 28 年度要求方針： 新規 拡充 継続 ※該当するものに○をしてください。 Ｄ 機構定員要求 Ｅ その他（具体的に： ）
該当施策概要	第２次食育推進基本計画に、家族との「共食」（家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること）は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させる精神的な豊かさをもたらすものとされており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ「共食」の回数の増加を目指す。
問い合わせ先 部局課	内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）

※食育に関する事務については、平成 28 年4月に農林水産省に移管され、28 年度以降の施策の推進は内閣府では行われない予定であることに留意。

小さなお子さんや学校に通うお子さんがいる方へ

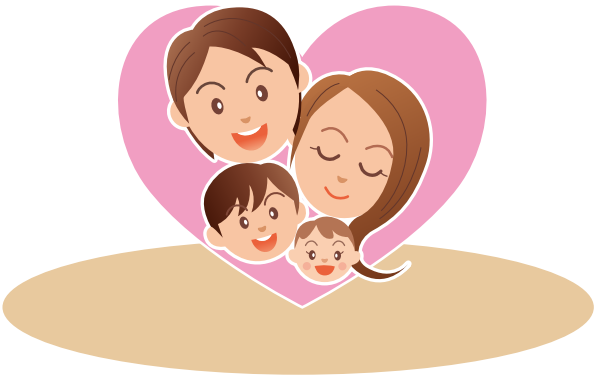

小学生の約5人に1人、中学生の約3人に1人が朝ごはんをひとりで食べています。
ひとりで食べる子どもでは、心やからだの不調を感じる割合が多いようです。
家族で食卓を囲み、会話する時間が少なくなっているようです。話し合ってみましょう。

高齢者の方へ

ひとりでの食事は食欲が出なかったり、食材の買い物や調理が面倒だったりすることはありませんか?
ひとり暮らしでも友達を誘って一緒に食事をしたり、時には、地域の食事会や食のイベントに参加してみませんか。

食事のあいさつしてますか？

「いただきます」

「いただく」は、もともと「頭にのせる」の意味ですが、物をもらったり、飲食することを意味するようになりました。自然の恩恵、米や野菜などを作った人、料理してくれた人への感謝など、さまざまな感謝の気持ちが込められているといわれています。

「ごちそうさま」

「馳走」は食事の用意で走り回ること。走り回って食事の準備をしてくれたことに対する感謝の気持ちが込められているといわれています。

知っていますか?

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」。
食育の日に、日頃の食生活を見直したり、家族そろって楽しく食卓を囲んでみませんか?
また、地域の食育のイベントにもでかけてみましょう。

もっと詳しく知りたい

● 親子のための食育読本【内閣府】

○家族との「共食」に関するデータ（出典：平成 27 年版　食育白書）

第２次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

	《第２次基本計画策定時の値》	《現状値》	《目標値（平成27年度）》
1．食育に関心を持っている国民の割合	70.5%*1	69.7%*2	90%以上
2．朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週９回*1	週10.0回*2	週10回以上
3．朝食を欠食する国民の割合	子ども　：1.6%*3 20歳代・30歳代男性：28.7%*5	子ども　：1.5%*4 20歳代・30歳代男性：28.2%*6	子ども　：0% 20歳代・30歳代男性：15%以下
4．学校給食における地場産物を使用する割合	26.1%*7	25.8%*8	30%以上
学校給食における国産食材を使用する割合（※）	77%*9	77%*9	80%以上
5．栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2%*10	52.7%*2	60%以上
6．内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合	41.5%*1	42.1%*2	50%以上
7．よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2%*1	71.6%*2	80%以上
8．食育の推進に関わるボランティアの数	34.5万人*11	33.9万人*12	37万人以上
9．農林漁業体験を経験した国民の割合	27%*13	33%*14	30%以上
10．食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4%*15	70.1%*2	90%以上
11．推進計画を作成・実施している市町村の割合	40%*16	76.0%*17	100%

※平成25年12月基本計画一部改定により追加

（資料）
＊1　平成22年度　「食育の現状と意識に関する調査」（内閣府）
＊2　平成26年度　「食育に関する意識調査」（内閣府）
＊3　平成19年度　「児童生徒の食生活等実態調査」（（独）日本スポーツ振興センター）
＊4　平成22年度　「児童生徒の食事状況等調査」（（独）日本スポーツ振興センター）
＊5　平成20年　「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）
＊6　平成25年　「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）
＊7　平成21年度　（文部科学省学校健康教育課調べ）
＊8　平成25年度　（文部科学省学校健康教育課調べ）
＊9　平成24年度　（文部科学省学校健康教育課調べ）
＊10　平成21年度　「食育の現状と意識に関する調査」（内閣府）
＊11　平成21年度　（内閣府食育推進室調べほか）
＊12　平成25年度　（内閣府食育推進室調べほか）
＊13　平成22年度　「「食事バランスガイド」認知及び参考度に関する全国調査」（農林水産省）
＊14　平成26年度　「食生活及び農林漁業体験に関する調査」（農林水産省）
＊15　平成22年度　「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）
＊16　平成22年度　（内閣府食育推進室調べ）
＊17　平成26年度　（内閣府食育推進室調べ）

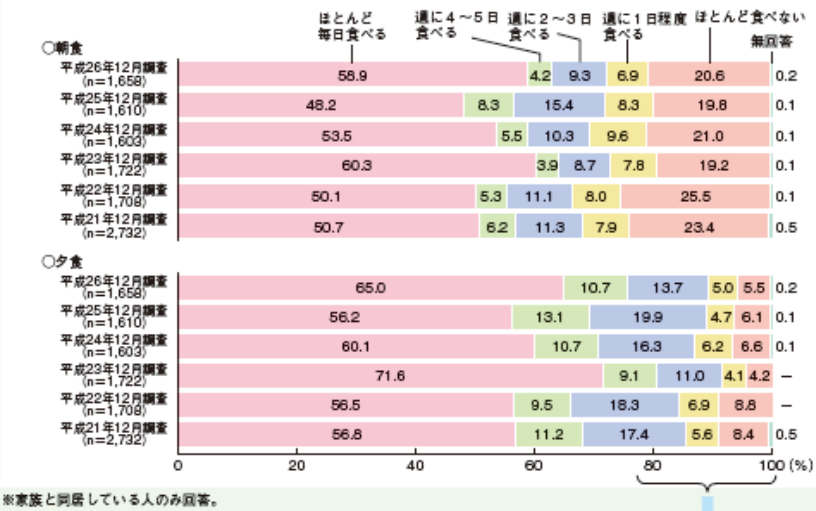

※家族と同居している人のみ回答。

資料：内閣府「食育に関する意識調査」（平成26年12月）